

【2019 年第 11 号】

広東・香港・マカオグレーターベイエリア
個人所得税優遇政策（広州市編）

ANNA YUQI KE

アジア法人営業統括部
アドバイザー室

T +852-2821-3647

E ANNA_Y_KE@HK.MUFG.JP

2019 年 8 月 23 日

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

2019 年 6 月 22 日、広東省財政庁と税務局は「広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策に関する通達」(粵財税[2019]2号)(以下、「通達」)¹を公布し、海外ハイエンド人材・不足人材の個人所得税負担軽減の補助方式を明確化した。各都市は「通達」の内容に基づき、個人所得税優遇政策の細則作成を進めている。

本稿では、2019 年 8 月 13 日に広州市が発表した、「広州市広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策財政補助管理に関する暫定弁法」(穗財規字[2019]5号)(以下、「暫定弁法」)について簡単に紹介したい。

1. 「暫定弁法」の主な内容

補助原則	
補助金の支給適用対象	広州で就労する海外ハイエンド人材・不足人材
有効期限	2019 年 1 月 1 日から一年間試行
補助金支給適用の所得種目	<ul style="list-style-type: none">賃金、給与所得役務報酬原稿報酬ロイヤリティ所得経営所得人材プロジェクトの入選による助成金所得
所得税補助金額基準	原則として、個人所得税額が課税所得の 15%を超えた税負担差額部分について財政補助金を支給する 注：広州で納付した中国個人所得税分のみ適用。当該補助金に対し個人所得税非課税。

¹ 詳細はニュースフォーカス【2019 年第 9 号】(<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2019-09.pdf>)をご参照

適用人材資格認定基準	
基本条件 (全て該当)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 香港・マカオの永住者、香港の入境計画(優秀人材、専門家、企業家)の認定を取得した香港居民、台湾地域の居住者、外国籍個人或いは海外での長期在留資格を取得した中国留学生及び華僑 2. 納税年度に広州に登録した企業に就労・就職、或いは広州で個人労務を提供、広州での年間労働時間が総計 90 日に達し、且つ法規定に従い納税する 3. 補助金申請前の三年間に重大税務違法不正事件がない、虚偽報告や詐欺行為、財政資金の不正流用、及び化学研究倫理に誠実で違反行為がない、信用失墜人としてリストアップされていない、刑事処分を受けていない、廃業を命じられる、許可及び免許を取り消されていない、または多額の罰金を処されるなど重大違法記録がない。また、申請者が所属源泉徴収義務者の上記行為・記録に対して直接・間接的に責任を担うこと或いはその会社の法定代表・責任者でない
ハイエンド人材 (いずれかに該当)	<p>「広州市海外ハイエンド人材目次」における基準を満たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家重大人材プロジェクト入選者 2. 外国人就労許可証(A類)² 或いは外国高級人材確認状³を有する人材 3. 広東省人材弁公室が認定した重大人材プロジェクト入選者(或いは入選チームの核心メンバー) (人材優粤カード⁴所有者含む) 4. 広州市人材弁公室が認定した重大人材プロジェクト入選者(或いは入選チームの核心メンバー)
不足人材 (いずれかに該当)	<p>「広州市不足人材需要目次」における基準を満たし、且つ当該納税年度の個人所得税課税所得が 30 万元以上。以下産業のうち、優遇享受可能な人材を各々詳細に規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新世代情報技術、AI、バイオテクノロジー、新エネルギー・新材料、電子情報、装備製造とロボット、Eコマース(現代物流)、金融、自動車、航空航運、文化コンテンツ、エンジニア建設、教育、医療衛生、専門サービス、経営管理

補助金額計算(各所得種目別)		
賃金・給与所得 役務報酬 原稿報酬 ロイヤリティ所得	居住個人 ⁵	税負担差額＝総合所得の個人所得税納付した額 － 総合所得課税所得額 x 15%
	非居住個人	<p>賃金・給与所得</p> <p>税負担差額＝賃金・給与所得の個人所得税納付した額 － 賃金・給与所得課税所得額 x 15%</p> <p>役務報酬所得</p> <p>税負担差額＝役務報酬所得の個人所得税納付した額 － 役務報酬所得課税所得額 x 15%</p>

² 外国人就労許可制度における中国の経済・社会の発展に早急に必要人材と認定された A 類人材。フォーチュン 500 企業における高級管理職、35 歳以下で世界上位 200 の大学の博士等のハイエンド人材が A 類に分類される

³ 外国人材ビザ(Rビザ)申請に必要な外国専門家局の発給する書類

⁴ 広東省政府は優秀な人材を誘致するため、ハイレベル人材に対して特別な住民カードを発給。要件の一つとして、世界フォーチュン 500 企業本部の高級管理人材、外資企業中高級管理人材、高級研発人材など優秀人材が申請対象になる。カードの所有者は戸籍・住所・子女入学・社会保障・医療・出入境・貸金などの面において優遇を享受することができる

⁵ 「中華人民共和国個所得税法实施条例」(務院令[2018]707号)において居住者と判定される場合。なお、当該居住個人の総合所得は賃金給与所得、役務報酬、現行報酬、ロイヤリティ所得の 4 つを合算したものとなる

	<p><u>原稿報酬所得</u></p> <p>税負担差額= 原稿報酬所得の個人所得税納付した額 - 原稿報酬所得課税所得額 x 15%</p> <p><u>ロイヤリティ所得</u></p> <p>税負担差額= ロイヤリティ所得の個人所得税納付した額 - ロイヤリティ所得課税所得額 x 15%</p>
経営所得	税負担差額=経営所得の個人所得税納付した額 - 経営所得課税所得額 x 15%
人材プロジェクトの入選による助成金所得	税負担差額=助成金の個人所得税納付した額 - 助成金課税所得額 x 15%

申請細則	
申請方法	補助金申請は年一回。 当年度の補助申請受付は翌年の7月1日—8月15日。条件に符合するが規定期限内に申請しなかった場合、翌年の申請期限内にのみ申請することが可能。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 申請条件に符合する承諾書 身分証明書類 ハイエンド・不足人材証明資料 労働日数が年間90日に達する証明資料 納税証明書類 本人名義の中国本土銀行口座資料
申出審査担当部署	ハイエンド人材: 広州市科技局 不足人材: 広州市人力資源保障局

2. まとめ

今回の「暫定弁法」により、広州市で就労する外国籍人材の個人所得税優遇の詳細な適用範囲と申請手続きが明確化された。実際の補助金申請は当該年度の個人所得税納付後からとなるため、適用が見込まれる駐在員においては、当局とのコンタクトを取りつつ、申請に向け社内準備を進められたい。当室では、今後の新たな動向や制度利用状況に引き続き注視したい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくご申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。